資料１－２－３

事務局ヒアリング議事録（11 月 6 日開催分）

日　時：令和 8 年 11 月 6 日（金）13:00～14:50
場　所：個人情報保護委員会事務局　委員会室
出席者：
（参加団体）
一般社団法人 EC ネットワーク
一般社団法人 Privacy by Design Lab
一般社団法人 MyDataJapan
サステナビリティ消費者会議
一般社団法人データ社会推進協議会
一般社団法人電子情報技術産業協会
一般社団法人日本 IT 団体連盟
Business Software Alliance
（事務局）
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、香月参事官、田中企画官、ほか

○田中企画官　皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律　政令・規則の整備に向けた基本的な考え方」に関する事務局ヒアリングを開催いたします。

司会進行は、私、事務局の田中が担当いたします。

開会に当たりまして、事務局長の佐脇から御挨拶申し上げます。佐脇事務局長、よろしくお願いいたします。

○佐脇事務局長　皆様、お忙しい中お集まりいただきまして大変ありがとうございます。改正個人情報保護法の施行に向けた準備の一環といたしまして、本日、短い時間でございますけれども、皆様方の御意見を頂戴したいと思ってございます。

施行は 2 年後でございまして、私どもとしましては、ある意味締切りのある仕事ということでございます。したがいまして、おそらくは本日の議論を通じて、大きな方向感として、便宜的に個人と事業者とに分けておりますけれども、さして差がないということを御共有いただける場にきっとなるのではないかと思ってございます。

ディベートの上でどちらかを勝たせるというのが目的ではございませんので、ぜひ皆様、お互いにどのような御意見を主張されているかということも聞いていただきながら、限られた時間でございますので、コンパクトな説明を心がけていただきたいと思ってございますが、できる限り充実した時間を過ごせればと思います。よろしくお願いいたします。

（１）政令・規則の整備に向けた基本的な考え方について①

○田中企画官　まずは、基本的な考え方①でお示しした論点につきまして、参加団体の皆様から順番に御意見を伺いたいと考えております。

なお、本日初対面の方もいらっしゃると思いますので、発言の冒頭に団体の概要とお立場を簡単に御紹介いただくとともに、発言の際には、可能な限り、どの検討項目のどの論点なのかというところも明らかにしていただければありがたく存じます。

それでは、私の右手から順番に、反時計回りで御意見を伺いたいと考えてございます。IT 連の皆様、よろしくお願いいたします。

○一般社団法人日本 IT 団体連盟　皆様、お疲れさまです。御紹介にあずかりました一般社団法人日本 IT 団体連盟でございます。改めまして、本日は事務局ヒアリングにお招きいただきましてありがとうございました。従前の２回の意見交換会を通じて御説明させていただいた内容と重複するところもあろうかと思いますけれども、今日はまた新しい座組と申しましょうか、御説明にありましたとおり、皆様と今後に資する意見交換ができればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

IT 連盟から基本的な考え方①に関しまして、子供のデータに関する実務的あるいは具体的な基準の明確化について一言申し上げたいと思います。

これまでも議論がありましたとおり、子供のデータに関する規律に関しましては、現在既に様々なサービスが実社会においても問題なく安全に稼働しているといった実態があるということも踏まえて検討していく必要があろうかと考えております。

すなわち、事業者あるいは利用者・消費者の皆様の双方が過度に混乱することなく適切に対応できますよう、個別具体的な利用シーンを十分に調査・把握いただいた上で、例えば法定代理人の同意を要する範囲を明確にしていただければと考えているところであります。

また、併せまして、事業者が現場においてどのような確認、あるいはいわゆる安全措置を講ずれば要件を満たすのかといった、実務的に詳細なガイドラインを明確にお示しいただければと考えているところでございます。

まずは、IT 連盟からは以上となります。よろしくお願いいたします。

○田中企画官　ありがとうございました。続きまして、サステナビリティ消費者会議さん、お願いします。

○サステナビリティ消費者会議　私どもはサステナビリティ全般に関して消費者の視点で活動しているのですけれども、最近は人権に関する活動が多くなっております。

それでは、中身に入らせていただきます。私の方からは、「取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな場合」について意見を述べたいと思います。

意見交換会の議事概要を見させていただいて、個人と事業者とで共通する内容はやはりあるなと改めて思っておりまして、要するに、判断基準や考慮要素などを明確にするということが両者から望まれているのではないかと思います。ただ、その際の考え方として、ポイントは本人の権利利益を害しないということなので、そこは明確にする必要があるのではないかと思っています。

次に、もう一つ大事なことは、予測可能性と言いますか、本人にとって予見可能であるということが大事ですが、事業者にとってもおそらく予見可能であるということが大事だと思いますので、その観点で規則等を決めていただきたいと思っております。以上です。

○田中企画官　ありがとうございました。続きまして、ＢＳＡさん、お願いします。

○Business Software Alliance　基本的な考え方①に関しては、特に私どもの団体からコメントはございません。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、EC ネットワークさん、お願いします。

○一般社団法人 EC ネットワーク　我々は、トラブルなく安心して利用できる E コマース市場を目指して活動しておりまして、2006 年に設立し、20 年たちます。私は消費者相談を担当させていただいております。

消費者相談の中には個人情報に関する御相談もたくさんございまして、私は消費生活センターなどにもおりましたが、個人情報保護法ができたばかりのときは行政の苦情窓口も一緒に担当させられておりましたので、いろいろな個人情報保護法の相談も一緒に受けていて、変わってきたなと思っております。

私は皆さんのように下書きがないもので、今思いついたことだけを言うことになりますけれども、基本的には全体的な方向性には問題がないと考えております。その上で２つの点として、まず、取得の状況から見て本人の意思に反しないためという箇所に送金の事例があるのですけれども、そういう事例でも、例えば信用情報に関しては、金融機関からの信用情報などは、信用スコアが高い人はいいのですけれども、低い人は困ってしまいます。細かいことで申し訳ないのですけれども、そういうところは、個人にとって良いものもあれば悪いものもあり、必ず差が出るものがありますので、そこは重点的に検討の課題にしていただければと思います。

また、未成年者に関しましては、契約の御相談が多いものですから、契約との関連性、例えば詐術をするということがお子様には当たり前にありますので、お子さんの意思表示で詐術をしてしまったといったときに、それでは成人とみなすというように簡単に議論に載せてしまうのは控えていただきたいと思っております。以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、ＤＳＡさん、お願いします。

○一般社団法人データ社会推進協議会　我々は信頼あるデータ流通を通して社会課題を解決することを目的とした団体でございます。その立場からデータ利活用の観点を中心に申

し上げます。

まず、本人の意思に反せず、権利を害しないことが明らかなデータの取扱いについて、本人同意を不要とする方向性には賛同いたします。特に、契約の履行や、契約締結に向けた手続きなど、本人が合理的に想定できる範囲の取扱いについて、同意取得の例外を認める方向性にも賛同いたします。

他方、規則に類型だけを列挙する形では、今後新たなサービスやデータ利用の形態が登場するたびに、その取扱いが例外に該当するのかの判断が不明確になるおそれがあります。よって、具体例だけではなく、「本人の意思に反しない」とはどのような場合なのか、本人の合理的な期待、利用の必要性、本人の権利への影響など、事業者が判断する際の考慮要素も示していただきたいと考えております。

次に、子供の個人情報について保護を強化する方向性に関しましては賛同いたします。その際には、年齢、サービスの性質、データの機微性、本人への影響などに応じたリスクベースの運用を基本としていただきたいと思います。

また、「子供の最善の利益」は、単にデータを使わないことで実現されるものではありません。必要なデータを適切に利用することによって子供の安全を守るという視点も重要と考えます。例えば、本人認証や決済、不正利用を防ぐための再登録の防止、その他子供がサービスを安全に利用するために必要なデータの取扱いまで過度に制限されることのないよう明確にしていただきたいと考えております。

3点目に、顔特徴データについてです。本人が知らない間に取得されて継続的な識別に利用され得るというリスクに着目し、新たな規律を設けること自体は理解できます。他方、「本人が関知しないうちに容易に取得することができる」という要件や、その他の個人識別符号との比較について、基準がやや曖昧と感じます。個々の技術の指定に留まらず、本人の権利利益に与えるリスクの程度を踏まえた、できるだけ一貫性のある基準設定を求めたいと思っております。

また、規律の趣旨が、本人が知らない間に取得され、識別に利用されるリスクへの対応にあるのであれば、単なる顔画像の取扱い、個人の識別を目的としない処理まで必要以上に広がらないよう、対象範囲を限定すべきと考えます。以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、Privacy by Design Lab さん、お願いします。

○一般社団法人 Privacy by Design Lab　本日はこのような機会を賜りましたことについて、事務局の皆様に、まず第一に感謝を申し上げたいと思います。

我々の団体は 2020 年に設立された団体でございまして、団体としては非常に小さい規模で活動しているのですが、日本にとどまらず世界各国で起きておりますプライバシーに関する論点を皆さんと考えたいということで、主に個人を中心とした論点でいろいろ活動

を行ってきております。

そういった観点から、今回は多様な個人の立場ということで、２点、我々から意見をお伝えさせていただきたいと思います。

１点目は、前回の意見交換会でも申し上げさせていただいたのですけれども、「基本的な考え方について①」の 18 ページにある、ＧＤＰＲを含めた諸外国との個人データの移転に関する観点でございます。こちらに関しましては、ＧＤＰＲ第 49 条との整合性と日本のガイドライン、この辺りをうまく捉えていくという意味でも非常に重要であると考えておりますので、判断基準の中で偶発性というところも含めて捉えていただけると良いのではないかと思っております。

２点目は、「基本的な考え方について①」の 23 ページの子供の利用停止等請求についての箇所でございます。こちらにつきましては、子供の権利が規定されても、子供や保護者が理解して使えるとは限りません。また、保護者が子供よりデジタル技術に詳しいとも限らず、子供と保護者の意思が一致しない場合もございますので、請求者の本人確認を複雑にしないというところに加えて、年齢や状況に応じた説明・相談の導線というところも、具体的に検討いただけると幸いでございます。

我々からは以上でございます。ありがとうございました。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、ＪＥＩＴＡさん、お願いします。

○一般社団法人電子情報技術産業協会　御挨拶に代えまして、本改正に関する当協会の考え方をまず御説明いたします。

今般の法改正において掲げられた、適正なデータ利活用の推進と、個人の権利利益へのリスクに適切に対応した規律との調和を図るという基本的な方向性につきまして、当協会としては支持させていただきます。

当協会としては、事業者としてステークホルダーへの責任を果たすため、個人のプライバシーや権利利益の保護を盤石にする取組を行いつつ、我が国の国際競争力やイノベーションの発展を進めていきたいと思っております。個別の意見については続けて御説明いたします。

○一般社団法人電子情報技術産業協会　もともと意見交換会の第１回で発言する予定だったのですが、欠席させていただいて申し訳ありませんでした。２点ばかり意見を申し上げさせていただきます。

１点目は、子供の個人情報の取扱いに関する規律のところであります。論点以外の意見になりますけれども、本人が 16 歳未満であることを事業者が知らないことについて正当な理由がある場合という例外事由がございます。それにつきまして、事業者がどのような措置を行っていれば正当な理由があると言えるのか、その実務的な手法につきまして、ガイドライン等において柔軟な手法を例示していただくことを希望いたします。

例えば、ＪＥＩＴＡ会員企業がやっている法人顧客向けのサービスのように、16 歳未満をもともと対象としないようなオンラインサービスの場合には、その旨を個人情報の取得時にホームページ等で明示していれば、正当な理由がある場合に該当するといった柔軟な手法を許容していただくことを希望いたします。

もう１点は、顔特徴データに関する規律のところになります。こちらは論点２になりますけれども、周知方法のところにつきまして、現地での物理的な掲示とウェブサイトでの詳細内容の公表を組み合わせた２段階方式を、規則やガイドラインにおいて許容していただくことを希望いたします。

その理由としましては、カメラの設置場所ではスペースが小さいということもありまして、物理的なスペースの制約、景観上の制約、利用者の方々の視認性の制約がございます。そのため、現地では委員会の顔識別カメラの報告書に提示されているようなレベルの掲示内容にとどめ、詳細な周知事項につきましてはウェブサイト上で提供し、現地ではそのＵＲＬや二次元コードを提示する、そういった２段階方式を許容することが現実的な解であると考えております。

ＪＥＩＴＡからは以上になります。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、MyDataJapan さん、お願いします。

○一般社団法人 MyDataJapan　私たちは、個人が自分のデータを自らコントロールできる、個人中心のデータ利活用の実現に取り組んでおりまして、その立場から発言いたします。３点申し上げます。

１点目は、取得の状況から見て同意を不要とする場合についてです。第１回の意見交換会において、事務局から「必要やむを得ない」を緩やかに解釈するという説明がありましたが、「基本的な考え方について①」の 16 ページの大臣答弁の基準は、他の手段によって契約の目的を達成できないことです。また、附帯決議の７も、この例外による提供を必要最小限とするよう求めていると思います。

規則は、論点１に示された２つの場合に限り、「その他これに準ずる場合」のような受皿は置かないでいただきたいと思います。該当する場面は、ガイドラインで、該当しない例と併せて限定的に列挙していただきたいと考えております。

２点目は透明性に関してです。この例外では、同意も事前の通知もないということなので、本人は提供されたことを知る機会がありません。また、「基本的な考え方について①」の 16 ページの大臣答弁では、委員会が遵守状況を適時に把握すると述べておりますが、外から見えなければ、本人も知ることはできないし、委員会も状況を把握することができないと思います。

ですので、規則において、当該第三者提供を行っていること及び提供される個人データの項目をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く場合に限るとい

うものを加えていただければと考えております。

３点目は子供についてです。子供については、利用停止等請求の例外事由について、規則で追加しないでいただきたいです。参考資料１の４ページの、子供の個人情報の取扱いに関する規律の冒頭でも、子供は判断能力が不十分で、不適切な取扱いの悪影響を受けやすいとしています。

また、法定代理人と子供本人の意思が食い違う場合について、こちらも意見交換会において、事務局は法定代理人の請求が優先すると説明されておりましたけれども、改正法は子供の最善の利益を優先する責務を定めています。利用停止等の請求は、法定代理人と子供本人のどちらか一方が行えば応じなければならないとしていただきたいと思います。以上です。

○田中企画官　ありがとうございました。ここまでで、基本的な考え方①に関する発言は一巡いたしましたが、追加の発言がございましたらお受けしたいと考えております。発言を希望される方は、お手元のネームプレートを立ててお知らせいただければと思います。発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

では、MyDataJapan さん、お願いします。

○一般社団法人 MyDataJapan　ありがとうございます。追加で３点ございます。

１点目は、年齢確認と保護者の同意の確認についてですけれども、確認のために子供や保護者に必要以上の情報を求めないでいただきたいと思います。身分証の画像を１か所に集めること自体が漏えいのリスクになり得ます。海外では、年齢確認のために集めた身分証明書の画像が流出した事案も起きております。

２点目は、録画するだけのカメラを対象外とするのであれば、後から解析して顔特徴データを作る場合は対象になること、また、利用停止後の再登録の防止のために顔特徴データを持ち続けることは認められないことも明確にしていただきたいです。

３点目は、特定生体個人情報の対象には、遠くから取得ができる声紋、歩容に加え、残置物から本人に気付かれないように取得できるＤＮＡ、指紋、掌紋も加えていただきたいと思います。例として、写真から指紋が再現されたという例もありまして、本人に気付かれずに取得できるという法律の要件を満たしていると思います。以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、Privacy by Design Lab さん、お願いします。

○一般社団法人 Privacy by Design Lab　具体的な規律の論点に対してではなく、全体的な意見というか提案なのですけれども、前回の意見交換会のときにも言っていたと思うのですが、規定としてこういうルールを定めるというものだけではなく、昨今、外部環境が非常に激しく変化していたり、皆さんの認知なども徐々に変わっていたりという状況があるので、生活者と企業と行政とで定期的に見直しを行ったり、論点を足していったりするよ

うな活動、どれぐらいの頻度が適切かということは申し上げられませんが、そういった改善活動を行っていくということについても御検討いただけるとありがたいと思っております。以上です。

○田中企画官　皆さんの発言の中にもございましたけれども、顔特徴データ等に関する規律で、実際に規律の対象とするデータをどれにするかというところにつきましては、もともと事務局からお示ししている案は、まずは顔特徴データを対象にしてはどうかということでお示ししているのですけれども、今いただいた御意見の中でも、それ以外のデータも入れたら良いのではないかという御意見がございます。

意見交換会の議事概要の中にも、そういった団体の御意見を載せておりますけれども、これに対しまして、特に事業者の立場から参加していただいている皆様で、そういった意見に対して何か御意見やコメントがあればお伺いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

では、ＪＥＩＴＡさん、お願いします。

○一般社団法人電子情報技術産業協会　一応、会員企業から頂いた意見としましては、生体データ、身体的特徴データのうち、声紋や歩容等は、計測環境やアルゴリズムによって取得容易性や識別精度が大きく異なると考えられますので、現時点では、それらの識別精度等を一定の水準で保証することができないと考えます。ですので、今後どうなるかはまた別として、現段階では顔特徴データに限定する事務局案が極めて妥当であると考えます。

○田中企画官　ありがとうございます。この論点について、何かほかの皆様、御意見はございますか。３回目の発言でも構いません。

では、MyDataJapan さん、お願いします。

○一般社団法人 MyDataJapan　ありがとうございます。MyDataJapan です。御指摘がありました、現状でのセンサーの精度からすると微妙だというのは、御指摘のとおりだとは思います。ただ、個人情報保護法はこうして３年ごとの見直しで改正されていくわけですが、前回は令和２年ということですので、改正のタイミングだけで６年たっているわけです。当然、施行のタイミングもそれぐらいだと思いますけれども、６年たったらセンサーがどうなるかということも、やはり考えないわけにはいかないだろうと思います。

ですので、センサーの精度ということに関しては右肩上がりに上がっていくしかないものなので、やはりそれを前提にお考えいただく必要はあるのではないかと思っております。

○田中企画官　ありがとうございます。では、ＤＳＡさん、お願いします。

○一般社団法人データ社会推進協議会　ＪＥＩＴＡさんと似ているのですけれども、定義のところを拝見すると、やはり本人が関知しないうちに容易に取得することができて、かつ一意性があるということが定義だと思いますので、そこから勘案されるリスクに基づいて具体化していこうということであるならば、それでよいのではないかと思います。いたず

らに付け足していくというよりは、リスクベースでしっかりと見ていけばよいのではないかというのが基本的な考え方になろうかと思っております。以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。では審議官、お願いします。

○小川審議官　貴重なコメントを頂きましてありがとうございます。こちらの定義は法律によって決まっているわけですけれども、どれが該当するのかについては、少なくとも 2026 年 11 月現在として、どういった技術の状況なのか、機器の精度などはどうなのかということで、今回御議論いただいているわけです。今後、いずれにしても、MyDataJapan 様からもありましたけれども、技術の進展に応じて、必要に応じて見直していく余地は当然あるということでございます。これは法律ではなく政令で定められますので、今回まず議論していますけれども、今後も状況の変化に応じて当然見直し得るという位置付けかと思っております。以上です。

（２）政令・規則の整備に向けた基本的な考え方について②

○田中企画官　続きまして、基本的な考え方②でお示しした論点につきまして、参加団体の皆様から順番に御意見を伺いたいと考えております。今度は順番を入れ替えまして、私の左手の MyDataJapan さんから時計回りでお伺いします。MyDataJapan さん、お願いします。

○一般社団法人 MyDataJapan　MyDataJapan です。統計作成等の特例について申し上げます。

事務局は、事業者側の意見交換会において、担保措置は安全管理措置の上乗せを必ずしも想定せず、提供後は提供元の責任から切り離されると説明されていたと思います。そうであるとすると、本人を守る担保は入口にしかないと考えられます。

「基本的な考え方について②」の 18 ページの基本的な考え方の３つ目の項目も、担保が十分でなければ本人の関与を求める必要があると整理しています。提供元での仮名化に加えて、k-匿名性の k の値、トップコーディング、ノイズの付加といった、統計としての安全性の水準を規則で求めていただきたいと思います。「基本的な考え方について②」の 29 ページ、附帯決議の３も、特定の個人を識別できないようにする措置を確実に講ずるよう求めています。

また、与信や採用など、特定の個人への当てはめを目的とする統計作成等は、定義の段階で除外していただきたいです。「基本的な考え方について③」の 50 ページの表にある課徴金の事例③も、まさに信用スコアを算出するＡＩと考えられます。

次に、違法に公開された個人情報についてです。違法に公開された個人情報かどうかは、収集する側が技術的に見分けることは困難です。「基本的な考え方について②」の 18 ページにいう担保が十分とは言えません。そこで、ウェブなどの公開情報から集めたデータを

特例で取得・提供する場合には、要配慮個人情報に限らず、本人が自ら止められるオプトアウトの機会を必須としていただきたいと思います。非公開の要配慮個人情報を提供する場合も同様です。

「基本的な考え方について②」の 28 ページにある政府参考人の答弁で、制度全体としてＧＤＰＲと同等の保護水準を図るとしていますけれども、ＧＤＰＲは統計目的の処理にも本人が異議を述べる権利を認めています。

また、特例の外でも、違法に公開されたことを知り、又は容易に知り得た情報の取得は不正取得に当たることを、スクレイピングについてガイドラインで明確にしていただきたいと思います。

最後に、公表についてです。事業者側の意見交換会において公表を簡素にという意見がございましたが、「基本的な考え方について②」の 28 ページにある国会答弁は、クローリング防止措置を講じずに掲載し、機械的な検索を可能にすると明言しています。同じ箇所の答弁で、政府参考人は、住所や名前は要らないといったことまで分かる公表が法の趣旨だとも述べています。その上で、公表事項に、法人番号、外国事業者である場合はその旨と国名、その国の個人情報保護制度、提供先が講じる担保措置の概要、そしてオプトアウトの導線を加えていただきたいと思います。

また、外国の提供先の基準適合体制を第 28 条と同じ基準とする案には反対です。契約書に一定の事項を書けば足りる基準であれば、本人の関与が一切ない提供の歯止めにはなりません。ＥＵの司法裁判所も、契約だけでは外国政府のアクセスから守れない場合があると判断しています。ですので、国際的な枠組みに基づく認定を受けている場合に限っていただきたいと思います。以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、ＪＥＩＴＡさん、お願いします。

○一般社団法人電子情報技術産業協会　ＪＥＩＴＡからは３点ございます。

１つ目は統計作成等の特例のところで、「基本的な考え方について②」の 19 ページの論点１になりますけれども、こちらで挙げられている事務局案の３項目のいずれにも賛同いたします。

ただし、３点目の「遅滞なく消去する」というところにつきましては、ＡＩモデルの開発過程では、モデルの検証や追加学習、バイアス除去、安全性評価等のために、一定期間、学習用の元データを保持・検証することが不可欠になってきますので、学習完了直後に必ずしもデータが不要になるわけではないということについて配慮を希望します。

ただ、事業者側としても、ＡＩモデルの開発に必ずしも特定個人が識別できる情報が必要なわけではありませんので、そのような場合には、学習前に個人データの匿名化、仮名化等の自主努力を行う必要があると考えております。

２点目は、委託先における個人データの適正な取扱いのところで、「基本的な考え方に

ついて②」の 41 ページの論点３になります。論点のスコープからずれるかもしれませんけれども、委託先がサイバー攻撃を受けた等のインシデントが起こったときに、委託先がサイバー被害の調査などを行う際、独自の判断で緊急対応を行い、その際に個人情報等を取り扱うというケースがあると思います。例えば、不正アクセスを受けた個人データの調査等を独自の判断で行う場合があります。

これが、委託を受けた業務の遂行に必要な範囲内における取扱いとして許容されることを要望いたします。既に業界慣行として許容されているのかもしれませんけれども、こういったことを希望いたします。

３点目は、漏えい等報告・本人通知義務のところで、「基本的な考え方について②」の 48 ページの論点４になります。皆さんもおっしゃっていることになりますけれども、認定個人情報保護団体による確認が提示されているわけですが、それに加えまして、ＩＳＭＳ、プライバシーマーク、グローバルＣＢＰＲといった既存認証の取得事業者については、既に適切な第三者による確認を得たものとして、認定個人情報保護団体による確認と同等に位置付けていただくことを希望いたします。

以上になります。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、Privacy by Design Lab さん、お願いします。

○一般社団法人 Privacy by Design Lab　よろしくお願いいたします。我々からは２件ございます。

１件目は、「基本的な考え方について②」の 27 ページの個人データの越境移転に関するものでございます。今回、衆参両院の附帯決議の方で、ＧＤＰＲと同等の保護水準が図られる規律となるものという発言があったかと思います。

そういった観点から、こちらは前回の意見交換会でも述べさせていただきましたが、前回の十分性認定のレビューにおいて、欧州データ保護委員会から、オンワードトランスファーに関する懸念の中で、力の不均衡が存在する場合について、一部指摘があったかと思っております。そういったところも考慮いたしまして、対象となる個人の情報を海外に移転する際には、力の不均衡が存在しない形の目的で統計処理をするというところを明記していただくのが良いのではないかと思っております。

もう１点は、「基本的な考え方について②」の 46 ページの本人通知の論点についてでございます。こちらにつきましては、報告の合理化と本人への通知は分けて考える必要があると考えております。本人に通知する場合には、漏えいの事実だけではなく、本人がどういった対応を取るべきか、その効果、リスク、相談先まで実際に伝わるような形で対応いただくことが重要かと考えております。

そういった観点から、通知文を生活者の方に読んでいただきやすい形で、適切に行動で

きるかを共同で検証するような取組というところも含めて御検討いただければと考えております。

以上２点、意見でございます。ありがとうございました。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、ＤＳＡさん、お願いします。

○一般社団法人データ社会推進協議会　ＤＳＡの立場から申し上げますと、我々はデータ連携・流通の促進を旨とする団体でございますので、今回の統計作成等の特例は極めて重要な制度であり、その方向性を高く評価し、大いに期待をしているところでございます。

複数の主体が保有するデータを、個人への直接的な影響を生じさせない統計の作成やＡＩ開発等に利用できる環境を整備することは、人口減少をはじめとする様々な社会課題を抱える我が国にとって重要であり、今後のデータ利活用の基盤の一つになると思っております。諸外国との比較も重要ですが、我が国が直面している社会課題の解決という観点からも、この制度には大きな意義があります。今後は、この特例を安心・安全に活用していくために、どのような制度運用やガバナンスが必要かという論点について、建設的な議論を進めることが重要と考えます。

事務局案では、目的外利用や第三者提供の防止、安全管理、不要となったデータの消去等が示されております。こうした措置については、現行法でも示されている安全管理措置の実施を前提として、データの性質、利用方法、想定されるリスクに応じて、事業者が合理的な措置を選択できるリスクベースの仕組みとしていただきたいと考えております。ＰＥＴｓもその有効な手段の一つでございますが、一方で技術的な措置だけですべてが解決するものではなく、組織的な管理や契約、監査なども含めたガバナンスの在り方について、いろいろな選択肢が提示されることが適切かと考えます。

また、統計作成等の特例については、個人の権利利益を害するおそれがあるものをどのように判断するか、その考え方を明確にすることも重要です。例えば、差別的な取扱いにつながるおそれのある統計やＡＩモデルなどについて、どのような場合に特例の対象とならないのか、判断の考慮要素や具体例をガイドライン等で示していただきたいと考えます。必要であれば、この論点について、関係者が継続的に検討する場を設けることも有益ではないでしょうか。

いずれにしましても、今後は並行して、具体的なユースケースの検討を通じて、安全管理やガバナンスの在り方、さらには認定個人情報保護団体が果たし得る役割などをについて、官民で具体的かつ建設的に議論する場を作ることが有効と考えます。そして、この制度が目指すデータ利活用の姿を、事業者のみならず国民にもわかりやすく示し、その価値が実感できるよう、官民共同で進めることが重要と考えます。以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、EC ネットワークさん、お願いします。

○一般社団法人 EC ネットワーク　EC ネットワークでございます。私は実務屋なので、実

務の方向からしかお話ができないのですけれども、統計のデータに関しましては、技術はすごく進化していると思いますので、技術については何のコメントもありません。ただ、大元のデータがあってこそのものでしょうから、その大元のデータが偽造されたり漏えいしたりということになったら全く意味がないことになります。ですので、大元のデータが偽造されないことなど、大元のデータに対する信頼性や透明性というところは、非常に必要な論点なのではないかと思います。

また、委託先に関しても同様で、委託先がきちんと管理されているのかと言えば、決してそうではない委託先もあったりするわけで、委託先が「ごめんなさいね」、「てへぺろ」と言って終わってしまえば、全く絵に描いた餅になるのではないかと思っております。

そういった形で、例えば個人データにおいても、ＡＩの統計に学習させたりしても、やはり個人が特定できるデータは絶対に残るはずです。よく被害者のデジタルタトゥーなどと言いますけれども、加害者側にもデジタルタトゥーはありますので、そういったものが特定されるようなものがＡＩの回答によって出てくることは避けていただきたいと思います。

もう一つは、クレジットカード情報がそれほど大した情報ではないという御意見があったように見えるのですけれども、これはとんでもない話でございまして、それを本人に通知しないなどということはあり得ないと、私は個人的に思ってしまいました。

なぜかと言うと、例えばクレジットカードそのものを落としてしまった場合に、本人が警察に届け出る前に使われてしまったら元も子もありません。暗証番号を入れるからと言っても、タッチ決済をされたら終わりですし、１万円以上だったとしても、いまだに暗証番号を忘れてしまったらサインで決済が通ってしまいますので、普通に使えてしまいます。また、悪用されたからといって、クレジットカード会社が絶対に補償してくれるということはなく、大体半分ぐらいは補償してくれません。そういった実態が分かって言っているのかなと思うと、クレジットカード情報が漏えいして本人に通知しないなどということは甚だあり得ず、絶対に通知すべきであると思っております。以上でございます。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、ＢＳＡさん、お願いします。

○Business Software Alliance　まずは私どもの団体概要からですが、ＢＳＡはエンタープライズソフトウェア産業を代表するグローバルな業界団体でして、日本、米国、欧州などに本部を置く様々な企業で構成されております。

会員は、ＡＩ、クラウドコンピューティング、サイバーセキュリティツール、量子等の最先端技術をリードする事業者で、テクノロジー業界の中でも主に BtoB（Business to Business）を代表しております。つまり、主な会員は他の事業者の活動を支えるテクノロジーを提供する事業者となります。我々が支持しているのはテクノロジーへの信頼を醸成する政策で、あらゆる分野の産業、また一般消費者がイノベーションの恩恵を受けられる

よう、各国で政策提言活動を行っております。

こうした立場から、今回、基本的な考え方②に関しては、統計作成等の特例、委託先における適正な取扱い、漏えい等報告・本人通知義務の３点に関してコメントさせていただきます。

まず、統計作成等の特例ですが、今回、リスクの低い統計処理について、厳格な同意要件から柔軟な枠組みが導入されたことは歓迎しております。一方で、公表や記録・確認要件が過度に詳細である場合に、営業秘密上の観点からも、実務上この特例を活用することが困難になるのではないかということを我々は懸念しております。

論点４の公表事項について、今回、データ処理ごと、取引ごとの詳細が列挙されておりますが、例えば、「個人データの取得者等の類型」や対象情報の内容も「関連する個人データの種類」とすることで、事業活動に影響を与えるような機密性の高い情報を保護しながら、不要なコンプライアンス上の負担を軽減し、意義のある透明性を確保することが可能ではないかと考えます。これは論点６の記録事項についても同様で、ある程度類型化し、柔軟でリスクベースなアプローチを採用することを推奨します。

また、委託先に関してですが、論点１にある、契約において定めるべき「取扱い方法」の事項についてですが、委託元と委託先間の取決めは、関連するサービスや技術、リスク、ビジネスモデルなどによって大きく異なるので、契約で規定すべき具体的な事項を一律かつ詳細に規定するのではなく、必要な保護水準や結果を示した上で、具体的な方法については柔軟性を認めていただきたいと思います。

また、漏えい等報告・本人通知義務に関してですけれども、本人への通知に関しては、漏えい等が本人に著しいリスクを生じさせる場合にのみ義務付けるべきであると我々は考えております。論点１にある本人通知が不要な場合に関しましては、データの機密性の程度や悪用される可能性などの要素を考慮に入れていただきたいと思っております。

また、論点４の速報免除における第三者の確認に関しては、他の団体からも御指摘がありましたが、事業者の体制・手順を確認できる「その他の第三者」として、事業者がＩＳＯやグローバルＣＢＰＲなどの国際的な認証も含めて第三者認証を取得している場合には、第三者確認を受けたものとして取り扱うことを求めます。

また、論点６の違法な第三者提供も漏えい等報告義務の対象とすべきか、ということに関しては、本人に実質的な重大なリスクを生じさせる基準に達しない限りは、そうすべきではないと我々は考えております。漏えい等報告義務においては、個人情報保護法違反とセキュリティ上の懸念を含む事案を混同すべきではないと考えております。内容や件数を問わず報告義務・通知義務を発生させるのではなく、本人に重大な実質的な損害が生じるリスクがあるかどうかを基準にすべきだと考えております。以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、サステナビリティ消費者会議さん、お

願いします。
○サステナビリティ消費者会議　ありがとうございます。私の方からは、統計作成等の特例に関する担保措置について意見を言いたいと思います。

担保措置を要件とする方向性には賛同しますけれども、やはり実効性を確保する仕組みがなければ絵に描いた餅になるのではないかと思います。当然これは執行の問題でもあるとは思うのですけれども、確実に実施されるために、どのような仕組みが良いのか、例えば個人の関与があればなおさら良いと思っております。

また、担保措置の実効性に関係することですけれども、公表事項として担保措置の概要などを書いていただくと、個人は判断ができるのではないかと思っております。以上です。
○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、IT 連さん、お願いします。
○一般社団法人日本 IT 団体連盟　基本的な考え方②に関しては、統計作成等の特例について申し上げます。

統計作成等のための第三者提供に関してですけれども、この規律の対象となるのは、あくまでも提供・利用等の行為、プロセスといった局面でありまして、統計化された結果、すなわち統計データそのものに対する規律ではないという点について、実務上の予見可能性を高める観点からも、改めて確認させていただければと考えております。

また、これに併せまして、統計作成等に関する政令・規則の在り方について、前回も申し上げましたけれども、現時点における技術水準、あるいは産業界の実務・実態に即して御検討いただいているものと認識しておりますが、ＡＩや、先ほどもお話がありましたＰＥＴｓを始めとしたテクノロジーの進展スピードを勘案しますと、約２年後の施行時には、前提となる環境が大きく変化している可能性が高いのではないかと考えられます。

つきましては、固定的な規律とするのではなく、施行の直前まで最新の技術動向等に照らして検討を継続いただくとともに、機動的な見直しが可能となるような枠組みとしていただければよいのではないかと考えております。

IT 連盟からは以上でございます。
○田中企画官　ありがとうございます。ここまでで発言は一巡いたしましたけれども、追加の発言がございましたらお受けしたいと考えております。発言を希望される場合は、ネームプレートを立ててお知らせください。

それでは、MyDataJapan さん、お願いします。
○一般社団法人 MyDataJapan　追加で２点です。

１点目は、本人通知の例外についてですけれども、経済団体等が主張するように、広告識別子などの共用性のあるＩＤを外すというところは、事務局の方針と矛盾しているのではないかと考えております。「基本的な考え方について③」の 59 ページに引用されている事務局レポート「仮名加工情報・匿名加工情報　信頼ある個人情報の利活用に向けて」の

中でも、共用性のあるＩＤは名寄せの鍵になり、再識別につながると指摘していると思います。

２点目は、委託先の義務の免除についてです。意見交換会においても、事務局は、委託先が委託元の手足になっている状態で免除する構造だという説明をされたと思います。「基本的な考え方について②」の 39 ページの基本的な考え方の２つ目の項目も、委託元が取扱いの方法を指定している場合に免除すると整理しています。そうであれば、委託先が一方的に定めた約款に委託元がサインをしただけというような場合は対象外としていただきたいです。

また、契約で、委託先が委託された取扱いが不適正な取得や利用に当たらないことを確認し、当たった場合には委託元や本人に生じた損害の責任を負うということも定めていただきたいと思います。以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。ほかの団体の皆様、では、EC ネットワークさん、お願いします。

○一般社団法人 EC ネットワーク　ありがとうございます。私も似たような意見になるのですけれども、情報自体に全く意味のない情報はないと思うのです。必ず何かしらの意味があっての情報であって、それを漏えいさせたという時点で既に問題があると思います。ですので、それを本人に通知するかしないかという議論自体がどうなのかと思います。

漏えいさせたという事実自体が脆弱性を認めることになるわけですから、その情報が何であろうが、情報漏えいをさせたということ自体を否定するような作りにしてしまう、そういう考え方に変えてしまうことについては非常に懸念しているところでございます。

ですので、個人が特定できないようなＩＰアドレスや Cookie 情報などの情報だから良いとか悪いとかという話ではなく、情報漏えいをさせた時点で、何かしらの情報漏えいをしたという事実を認めることが本来の姿勢ではないかと思っております。

○田中企画官　ありがとうございます。Privacy by Design Lab さん、お願いします。

○一般社団法人 Privacy by Design Lab　今日の論点の内容とはレイヤーが少し違うかと思うのですが、公表義務に関しては非常に重要だと思うのですけれども、誰にとっての公表かというところについて少し話せたら良いと思いました。

企業の責任として公表義務があるといったことについてはそのとおりだと思うのですけれども、では生活者にとってそれがどのように見つけられるのか、それが偽情報ではないのか、そういう不安が今やはり発生していると思います。また、言葉も専門用語があったり、法律用語の書き方は難しかったりということもありますので、公表義務自体は完全に必要なことなのですけれども、行政や企業に向けての発信と生活者に向けての発信に関しては、できるだけ影響がある人にとって分かりやすくするようなガイドのようなものがあると、より皆にとって良いのではないかと思っております。以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。サステナビリティ消費者会議さん、お願いします。
○サステナビリティ消費者会議　１点言い忘れたので、漏えい等報告・本人通知義務に関して申し上げます。「本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合」としてどういう場合があるかという問いかけですけれども、この考え方としてどう考えたら良いのかと思いますと、２つあるのではないかと思います。

まず１つはリスクの観点です。例えば個人への影響のリスクが大きい、あるいは広くリスクがあるといった、深刻性、重大性、発生可能性という観点のリスクの観点です。もう１つは説明責任という観点があると思います。たとえ１件でも、リスクにさらされる個人の側からすると、やはり説明はしてもらいたいという観点があるのではないかと思います。

そういったリスクの観点と説明責任の観点で、どのような規定とするべきかということが必要になるのではないかと思います。以上です。
○田中企画官　ありがとうございます。ほかの皆様、いかがでしょうか。では、Privacy by Design Lab さん、お願いします。
○一般社団法人 Privacy by Design Lab　先ほど我々から公表のお話をしたかと思いますので、１点だけ申し上げます。利用者側からすると非常に難しいと思うのが、昨今、漏えいが起きたという通知が必ずしも正確な情報ではない、例えばＡＩが生成したものを攻撃者が送ってくるなど、いわゆる生活者の二次被害というところも懸念される点かと思います。

この辺りをガイドラインとして出していくのは非常に難しいかと思うのですけれども、こういったところも踏まえて、特に利用者の立場からしますと、二度被害に遭うということは、企業にとっても非常にブランド毀損になるというところもあるかと思います。すぐにこれを明確にするのは難しいかと思うのですが、生活者の立場から、どのような形で情報を受け取るのが最適なのかを引き続き考えられると良いのではないかということで、意見とさせていただきます。以上です。
○田中企画官　ありがとうございました。MyDataJapan さん、お願いします。
○一般社団法人 MyDataJapan　簡潔に申し上げます。統計特例についてですが、統計作成等は、個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして規則で定めるものに限られています。これは改正法第２条第 13 項なのですけれども、そのこととの関係で、今回、「基本的な考え方について②」の 19 ページに論点１として御提案いただいていると思います。これは、規則で定めるものに関連する話ではありますけれども、関連性はあまり高くない、資料の読み方的なことかもしれませんが、そう思います。

ちなみに、第２条第 13 項は「基本的な考え方について②」の 16 ページに書いてありますけれども、統計作成等とは、統計を作ったりする行為のうち、個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして規則で定めるものとなっているわけです。そこで、統計作成等というスキーム自体が一旦絞られて、その絞られたスキームの中でどのようにするかとい

うときに、19 ページの論点 1 で御提案いただいているように、目的外利用や第三者提供を防止する。これは、統計化する前の情報について、目的外利用や第三者提供をしてはいけないという新たな法律上の義務が課せられたということです。

そして、2 番目が漏えいの防止です。それから、3 番目が必要がなくなったら消去する。統計特例は、基本的には、集めてくるときに紐付けること、1 人についてのデータを増やすことを前提として集めてきますから、これは危険な情報です。ですので、リスクベースで安全管理をするということになれば、当然こういった措置は求められるわけです。ですので、ここで書かれていることは誠にごもっともです。

誠にごもっともではありますけれども、これは第 2 条第 13 項の「権利利益を害するおそれが少ないものとして規則で定めるものに限る」とはレイヤーの違う話です。まず、権利利益を害するおそれが少ないものとして規則で定めるものに限った上で、一定の安全性を持ったスキームでやりましょうと。だけれども膨大なデータを集めてくるので、その生データについては、目的外利用してはいけない、安全管理措置をしなければいけない、使い終わったらすぐに消去しなければいけない、そういう話なわけですから、これはレベルが少し違う話です。

ですので、MyDataJapan としては、スキーム自体の安全性、つまり第 2 条第 13 項の「権利利益を害するおそれが少ないものとして規則で定めるものに限る」ということについては、仮名化を要する、オプトアウトを要する、統計としての安全性確保を要するということを御提案したということです。以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。事務局の皆さん、何かお尋ねしたいことはございますか。

○佐脇事務局長　漏えい等報告に関連する通知の話で議論があったかと思います。念のためですけれども、現行の漏えい等報告の義務の対象は規則で具体的に書いておりますが、法律上は既に「個人の権利利益を害するおそれが大きいもの」として絞っているという実態がございます。

その上で、私の理解では、ＢＳＡさんの御主張は、私の感じ方としますと、さらに重大な不利益がある場合が、基本的に通知として合理性があるというお話だったかという印象を受けました。他方、特にヨーロッパもベースに置きながら活動されている団体だということを踏まえますと、ＧＤＰＲ第 34 条は、重大なというよりはハイリスクと言っているわけなので、そことの関係でどういう御理解の上で御主張されているのか、とりわけ、背景には日本の規則あるいは運用が、お立場からするとやや過剰ではないかという御主張のようにも感じましたので、その点についてお考えを補足的に御説明いただけると理解が進むかと思いました。

○田中企画官　ＢＳＡさん、よろしいですか。お願いします。

○Business Software Alliance　特に過剰というよりは、現在も高度な暗号化等をしている場合には漏えい等報告義務に達しないとなっており、そうした要素・観点を踏まえていただければという意味で申し上げております。

多少曖昧な表現になりましたが、当組織内で具体的な例をお示しできる段階ではございません。

○小川審議官　いろいろと貴重な御指摘ありがとうございます。今のことに関連して、漏えい等報告の際の本人通知の例外について、いくつか御指摘があったかと思います。

こちらについては、MyDataJapan さんの方から共用性のあるＩＤの御指摘があり、また、EC ネットワーク様の方からもクレジットカードの話、ＩＰアドレス、Cookie などの御指摘がありましたけれども、基本的に複数の事業者で共有されているようなものは、事務局案としては想定しておりません。およそそれ単体では意味をなさないような、１社内で使われているようなＩＤなどを想定しているということを、念のため補足させていただきます。

また、Privacy by Design Lab 様の方から、公表義務に関してガイドがあると良いという御指摘がありました。これは今後のガイドラインなどの話にもなるかもしれませんけれども、今回も、カメラ画像や統計特例などについて、国民の方、本人に分かるようにということで公表義務が入っています。それが本人に分からないのでは意味がないわけですので、どうやって分かりやすくするかということは、皆様の御意見も聞きながら今後検討していくということかと思っております。

また、漏えいの通知についての二次被害の話は、いろいろと問題になり得るわけですが、これは本人通知だけの話ではなく、一般論としてフィッシング被害防止のような話かと思いますので、政府全体としても取り組んでいく話かと思っております。

また、MyDataJapan 様からの統計作成等の定義のところでございますけれども、こちらについては、いずれにしても、特定の個人との対応関係が排斥されたものということが定義の中にあるわけでございまして、それを確保するためのものになっているわけでございます。また、リスクベースで安全管理措置なども対応しますし、第 19 条違反なども当然にかかってくるということです。また、今後ガイドラインなどでは、不要な情報を提供しない、その中には当然、不要であれば名前を取り除いて仮名化して提供するということも含まれていると思いますが、そういうことも今後議論していくことになるのかと思っております。一応、補足でございます。

（３）政令・規則の整備に向けた基本的な考え方について③

○田中企画官　ありがとうございました。それでは、基本的な考え方②につきましてはここまでとさせていただきまして、次に、基本的な考え方③でお示しした論点につきまして、

皆様から順番に御意見を伺いたいと考えております。

順番はまた最初に戻りまして、IT 連さんから反時計回りで順番にお伺いいたします。IT 連さん、お願いいたします。

○一般社団法人日本 IT 団体連盟　IT 連盟から、基本的な考え方③について、課徴金の導入について申し上げます。

課徴金制度については、違法な第三者提供以外の対象類型に関しても、事業者の予見可能性を確保するため、具体例を挙げて分かりやすく御説明いただきたいと考えております。

その際、実務上想定し得ないような、いわば非現実的なシナリオによる例示は避けていただければと考えております。例えば、先般お示しいただいている統計作成等の例外に関する例示などは、実務の観点からはいささか想定しづらいというか、幾分難しい内容となっていたと感じておりまして、産業界としても納得感を持って受け止められるような、実態に即した事例による御説明をお願いできればと考えております。

IT 連盟からは以上でございます。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、サステナビリティ消費者会議さん、お願いします。

○サステナビリティ消費者会議　私どもの方から２点お話ししたいと思います。

１点目ですけれども、「特定の個人に対する連絡等が可能となる記述等」として規定すべきものというところで、具体的な事例を出すことは歓迎なのですけれども、やはり事例だけではなく、技術の進展があるわけですから、それに対応する観点からは、規則で定めるべき記述等の考え方や基準をあらかじめ決めておいた方が良いのではないかと思っております。

２点目は課徴金の減免制度のことですけれども、違反の防止や再発防止という考え方からすると、いかに再発防止策が講じられているかといったコンプライアンスの観点からの記載などが書かれていると、個人も判断ができて、企業の評価もできるのではないかと思っております。以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、ＢＳＡさん、お願いします。

○Business Software Alliance　基本的な考え方③については、特に団体からコメントはございません。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、EC ネットワークさん、お願いします。

○一般社団法人 EC ネットワーク　ありがとうございます。オプトアウトに関しては、個人にとっても非常に柔軟性の高い方法でオプトアウトをさせていただくような方法を、ぜひこれを機会に設けていただきたいと思っております。

正直に言いますと、消費者はプライバシーポリシーを読まないのです。ですので、読まないところにいろいろ面倒なことが書かれていて、Cookie もそうなのですけれども、一般

の消費者に Cookie と言ってもそもそも分からない。それを普通に出して取っていくという方向性になっていて、消費者が何も分からないうちに取られていくということが、今の社会で当たり前のようになっていること自体が不思議だと思っておりますので、自分の情報は自分で管理できる、コントロールできるといった柔軟性については、今後も引き続き検討していただきたいと思います。

また、課徴金に関しましては、企業自身に頑張っていただくのは別に問題ないのですけれども、とはいえ、過失がなくても、本人に影響がないから免除されますよといった線引きがあまり上がってしまうと、それは何の防止策にも予防策にもならないと思います。

昨今これだけの情報漏えいが起こって、名簿屋というか、もう既に闇サイト、私たちがログインできないような闇サイトに売られていくわけですから、出所の方も何も分からないまま二次被害、三次被害が発生していくということを考えれば、課徴金の部分を予防策としてこういった制度を設けるのであれば、ルール的には、本人の利害にあまり影響を及ぼさないかどうかということは、かなり強く考えないといけないと思います。先ほどお話ししたように、意味のないデータはないと思っておりますので、何でもかんでも、漏えいしたらそこで線引きをして、ここから先は大丈夫、課徴金は大丈夫というようにしてしまえば、何の予防策にもならないと思っています。

ですので、プライバシーポリシーなどもそうなのですけれども、消費者の方や一般個人の方が専門用語などをあまり知らない状態で制度だけが変わっていくということは、全体的に言っても、個人にとってあまり利得がないと思いますので、そういった点を全体的に配慮していただければありがたいと思っております。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、ＤＳＡさん、お願いします。

○一般社団法人データ社会推進協議会　不適正利用の防止のところで、連絡可能個人関連情報につきましては、フィッシングや投資詐欺など、個人への働きかけを通じて権利利益を侵害するような部分が規制されることに関しては賛同いたします。

他方、Cookie ID、広告識別子、ＳＮＳのＩＤ、ＩＭＥＩなどは、性質や利用方法が大きく異なるので、単に識別子であるということだけでなく、実際に特定の個人への連絡や働きかけに利用できるかどうかという実態に即して対象を明確化することが必要ではないかと考えます。

次に、オプトアウト制度ですけれども、いわゆる闇名簿への流出防止を目的として、提供先の身元や利用目的を確認する方向性は合理的と考えます。ただし、現行で広く普及している企業データベース取引などについて過大な負担にならないよう、リスクの高い取引に重点を置いた運用が望ましいと考えます。

課徴金につきましては、本人に直接影響しない情報の提供を対象外とする方向性に関して賛同いたしますし、今後、その具体例をガイドライン等で示していただきたいと思いま

す。また、算定は違反行為から直接得た利益に限定して、サービス全体の売上げ、あるいは事業全体の売上げのようなものが基礎にならないよう、配慮をお願いできればと思っております。

３点目に、相当の注意の予見可能性に関しまして、相当の注意を払ったと評価される状態かどうかという部分は実務的な課題だと思っております。明らかに不十分なケースや、通常期待される措置の典型例をお示しいただければ、事業者としての予見可能性が高まると考えます。

いずれにしましても、附帯決議で求められた、過度な萎縮の防止、明確なガイドラインの策定、運用の透明性の確保等が実現されるよう、御検討のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、Privacy by Design Lab さん、お願いします。

○一般社団法人 Privacy by Design Lab　連絡可能個人関連情報に関して１点と、オプトアウトに関して２点、意見させていただければと思います。

連絡可能個人関連情報につきましては、「基本的な考え方について③」の 15 ページで、Cookie ID やハッシュ化されたメールアドレスなど、技術的な定義は生活者には少し分かりにくいものもあるかと思います。そういったこともありまして、実際に何ができるのか、例えば他のサービスと連携して結び付けて働きかけられるのかといった、利用場面ごとに説明することが、利用者側からすると非常に分かりやすいのではないかということで御意見させていただきます。

オプトアウト制度につきましては、「基本的な考え方について③」の 21 ページから 23 ページのところです。１点目として、本人がＳＮＳでプロフィールを公開したことと、それが収集され名簿として提供されることを想定しているかは別ではないかと考えております。公開情報に関する例外については、本人の合理的な期待とのずれが生じるといった事例をうまく示していただいて、例外が認められる条件と、例外でも守るべきルールを具体的に説明していただければと思います。

２点目として、前回の意見交換会の中で、オプトアウト先の情報の保有期間を３年間と御回答いただいていたかと思います。こちらはすぐに議論するのは難しい点かと思いつつ、昨今、企業の中で様々な情報漏えいが起きているということもありますので、できる限り保有期間は短い方が良いのではないかと感じた次第でございます。その辺りは今後に向けて御検討いただくのも良いのではないかということで意見させていただきます。以上でございます。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、ＪＥＩＴＡさん、お願いします。

○一般社団法人電子情報技術産業協会　基本的な考え方③につきましては、各種の意見交換

会で丁寧な御説明をしていただいているということで、私どもの加盟企業の方からは特段の意見等はございませんでした。以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、MyDataJapan さん、お願いします。

○一般社団法人 MyDataJapan　課徴金について申し上げます。

まず、意見交換会の場でも事務局側から対象に何を追加すべきかというお尋ねがありましたので、そこにお答えしようと思います。要配慮個人情報の取得制限、目的外利用、安全管理措置義務、特に統計作成等の特例で集められる加工前のデータの安全管理措置について、対象にすべきと考えております。いずれも、「基本的な考え方について③」の 6 ページの課徴金納付命令の対象範囲が示す、緊急命令の対象となっている重要な規制という考え方に当てはまっていると思います。

また、不適正利用が第三者の関与する類型に限られている点についても、単独の不適正利用を対象にすべきと考えております。いずれも、次の 3 年ごと見直しの課題として記録に残していただきたいと思います。

次に、対象外の範囲ですけれども、事業者側の意見交換会において、仮名加工情報の基準で加工したデータの提供は対象外にというお話の中で、事務局側で、それは該当しない場合が多いかもしれないという回答があったと思います。しかしながら、仮名加工情報は原則として個人情報であって、そもそも第三者提供が禁じられております。ですので、違法に提供したものを加工したから課徴金の対象外にするというのは本末転倒だと思います。

また、課徴金の額の算定のところですけれども、按分を求めるという意見も意見交換会の中でありましたが、その中で事務局側は按分は適切でないと回答されておりましたので、その考えに賛成いたします。違反の後に削除したり同意を取り直したりすれば対象外とすることにも反対します。違反を続けて、発覚したら戻せばよいということになってしまうので反対しております。法律には既に、相当の注意を払った場合の免責と自主的な報告による減額というものがあります。

最後に、「基本的な考え方について③」の 50 ページの事例③のように、受け取った個人データを再現・抽出できる状態で保持するモデルは統計作成等とは言えないという考え方を維持していただきたいと思います。こちらも意見交換会でいろいろと議論があったところだと思います。パラメータしか残っていないと言えるかは、記憶や抽出の評価を経て判断すべきであると思います。「基本的な考え方について②」の 28 ページにある衆議院特別委員会の答弁で、ＡＩモデルから出力・復元されることを防ぐ措置を規則で求めるとしています。以上です。

○田中企画官　ありがとうございました。発言は一巡いたしましたけれども、追加の発言がございましたらお受けしたいと考えております。発言を希望される方は、ネームプレート

を立ててお知らせください。

では、サステナビリティ消費者会議さん、お願いします。

○サステナビリティ消費者会議　先ほど言い忘れたことが２点あります。

まず、基本的な考え方①に関して、子供の情報の取扱いについてです。子供の最善の利益というのは、やはり抽象的で具体的ではありません。例えば、例示として、子供の意思と法定代理人の意思が違う場合を、どなたかが挙げられていたと思いますけれども、それだけではなく、例えば虐待等の問題のある事例もありますので、そういったことも踏まえて、子供の最善の利益を少し具体化する必要があるのではないかというのが１点目です。

２点目は、基本的な考え方③の課徴金制度に関して、これは今後への期待なのですけれども、課徴金制度の導入の背景として、個人による請求に限界があると述べられています。しかし、課徴金納付を命じても、その利益は個人のところに行かないのです。それを生かすためにはどうしたら良いかというと、やはりセットで消費者団体訴訟制度が不可欠ではないかと思っております。事業者の方の反対も多いかと思うのですけれども、ぜひ導入に向けて、個人の権利利益の保護という観点から、個人の利益に資するような方法として考えていただきたいと思っております。以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、MyDataJapan さん、お願いします。

○一般社団法人 MyDataJapan　追加で１点です。連絡可能個人関連情報についてですけれども、こちらも意見交換会の中で狭く解すべきという意見もあったかと思いますが、ＩＰアドレス、フィンガープリント、ハッシュ値、ＭＡＣアドレスなども、連絡に使える限り含まれるという広い解釈をぜひ維持していただければと思います。「基本的な考え方について③」の 59 ページに引用されている事務局レポートと同じですけれども、端末ＩＤや共用性のあるＩＤは名寄せの鍵になると、事務局側も指摘していると思います。以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。ほかの団体の皆様、いかがでしょうか。事務局から何かお尋ねしたいことはございますか。

○事務局　Privacy by Design Lab さんから御意見を頂いた点について、１点だけ補足させていただきます。我々の方で意見交換会において原則３年と御説明させていただいたのは、オプトアウト提供をした際の記録の保存義務について、原則として３年というのが現行の制度で定められているという点を御説明させていただいたものでございます。以上です。

○田中企画官　事務局からほかにいかがですか。審議官、お願いします。

○小川審議官　貴重な御意見をいろいろとありがとうございます。連絡可能個人関連情報のところについて、ＤＳＡ様や MyDataJapan 様などからも御意見がありましたけれども、基本的には今お示ししているような内容でございまして、有効な形で連絡ができるもので定義に該当するものについては広く含まれるということですけれども、無効になっているものは当然含まれないということになりますので、これは今後もガイドラインなどで明確

にしていくことかと思っております。以上です。

（４）その他

○田中企画官　ありがとうございます。それでは、基本的な考え方③についてはここまでとさせていただきたいと思います。

ここからは、その他の議題として、本日時間の関係で御発言できなかった御意見や、それ以外に基本的な考え方に関連するような御意見がございましたらお受けしたいと考えております。参加団体の皆様から発言がございましたら、お手元のネームプレートを立ててお知らせいただければありがたく存じます。皆様、いかがでしょうか。

では、IT 連さん、お願いします。

○一般社団法人日本 IT 団体連盟　この後のお話にあるのかもしれませんけれども、その他のセッションということで、IT 連盟からは今後の進め方に関して１点申し上げたいと思います。中小企業やスタートアップを含めた企業に対する、丁寧かつ継続的なヒアリングの実施についてです。

今回を含め、種々御議論を進めていただいているところでありますけれども、一層、実務・実態に即した実効性のある政令・規則を実現していくという観点から、今後も十分なヒアリングや対話の場を継続的に設けていただければと考えております。

なお、現在ヒアリング対象となっている業界団体、手前どもも含めてということかもしれませんが、これに所属する企業は比較的規模の大きな事業者が中心となっているかと思います。他方、今後新しい規律によって対応の負荷が重くなりやすいのは、中小企業やスタートアップと言われるような企業かと思いますので、こういった方々の実務を把握するという意味においても、丁寧にヒアリングを実施して、その声を政令・規則に反映していただくよう要望いたします。以上でございます。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、ＢＳＡさん、お願いします。

○Business Software Alliance　意見交換会と重複しますが、意見交換会の議事概要に掲載がなかったため、念のためこちらで発言させていただきます。

「勧告・命令等の実効性確保」について、改正法において「違反行為に関与する第三者に対する任意の要請」が可能となりました。想定されているサービスは、クラウドサービス事業者、サーバーのホスティング事業者、検索サービス提供事業者等ですが、各々のサービスの性質や、違反行為を行った者との契約関係、対象情報へのアクセス可能性、管理権限などは異なるため、一律に同様の対応を求めることは適切ではないと考えております。今後、こうしたサービス提供事業者との丁寧なヒアリングを通してご検討いただくようお願いします。

また、説明資料の中の「違反行為に関与する第三者」という表現は、提供事業者自身が

違反行為に加担しているように読めるおそれがあるため、違反行為者とサービス提供事業者を明確に区別した中立的な表現を、今後考えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、Privacy by Design Lab さん、お願いします。

○一般社団法人 Privacy by Design Lab　IT 連さんもおっしゃっていたことに近いのですけれども、これまでの 3 回の意見交換会で、私たちは個人、生活者の利益や権利、不安の話を主張する立場で参加させていただきました。その中で、企業の実務上の課題なども聞かせていただいて、同じ問題点に対してもやはり多面的な課題があるのだということを改めて認識できる、素晴らしい場を設けていただいたと思っておりまして、その点非常に感謝しております。

ただ、この議論が始まったときから、ちょうど先月、今月から、すさまじい量の情報漏えいのニュースが出ていて、世の中が漏えいに対して非常に不安を高めているということを、自分自身も生活者として感じております。ですので、国の制度の整備や企業の安全管理は必要だと思うのですけれども、生活者自身も自分を守っていくようなアウェアネスを高めていくということに対して、皆が今ちょうど問題意識を高めていて、非常に良い機会だと思っています。

この場で出ているような議論を、できるだけ生活者にも、責任の転嫁ということではなく、もっと守っていくために皆でどういうことができるのかというような情報発信ができると、より不安が減っていくのではないかと思っています。

立場が違えば正義は一つではないので、答えを一つにするということではなく、佐脇事務局長が一番最初におっしゃっていた、対立ではなく皆の意見でより良い答えを導くためにいろいろな対話が必要だという、今回のような場が今後ますます必要になると思います。ぜひまた継続してこういう場ができたらと思っておりますし、私たちも活動の中でそういった機会の創出に貢献できればと思っておりますので、ここで発言させていただきました。続けてコメントがあるので代わります。

○一般社団法人 Privacy by Design Lab　簡潔に申し上げます。事業者の方からも先ほどございましたが、昨今の個人情報漏えいの動きを見る限り、今は人間が物理的に管理している情報が漏えいしているという状況かと思うのですけれども、今後は物が物理的に管理するような情報の漏えいを含めて出てくる事例もあるかと思います。

もちろんサイバーセキュリティという観点もあるかと思うのですけれども、特に個人情報・プライバシーという観点で言いますと、システムをどう設計するのかが次の重要な論点になってくるかと思います。そういった意味では、先ほどのＩＳＯのように、各国で様々な標準が今出てきておりますので、その辺りも含めた上で、ルールをより包括的に議論す

る場がこれから求められてくるかと思いますので、このような素晴らしい場も含めて御検討をお願いできればと思います。以上になります。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、MyDataJapan さん、お願いします。

○一般社団法人 MyDataJapan　2 点申し上げます。

1 つは、細かいように思われるかもしれませんが、理論的に重要ではないかと考えていることでして、課徴金の対象外となる、個人の権利利益を害する程度が大きくない場合についてです。「基本的な考え方について③」の 47 ページですけれども、ここに書いていただいているシナリオは、一定の情報が含まれなければ本人に対して影響を与えることがないので、課徴金の対象外としてはどうかという御提案だと思います。

①が特定の個人を識別することができる記述等、②が個人識別符号、③がその他以下の記述等ということで、この「以下の記述等」のところに要配慮個人情報が入っていないというのは特徴的なのですけれども、理論的には整合している面があると思っています。この 1 ポツ、2 ポツ、3 ポツの特異な記述等や、4 ポツの多数の事業者において取得されている共用性のあるＩＤなど、要は提供先が持っている情報と個人単位で結び付かないというところに注目してシナリオを書いておられると思います。そういう趣旨で了解できはするのですが、本当にそうかという話はあります。

特にこれは第三者提供の制限に違反するという場面ですから、違反している提供元とそれを受ける提供先の間で、いわば握れれば、一定の処置をすれば、提供先の持っている情報を個人単位で増やすことは、やはりできるのだろうと思います。4 ポツのように多数の事業者において取得されている共用性のあるＩＤでなくても、提供元と提供先で何らかの形で共通のものを作れば、違法な第三者提供によって提供先のデータが 1 人について増えてしまうということはあり得ると思います。

また、情報の性質に着目してブラックリストを作り、それ以外は権利利益を害する程度が大きくないと決めることは困難だという話をしましたけれども、適切でない面もあると思います。ブラックリスト以外は課徴金との関係でセーフということにしてしまうと、違法でも課徴金にはならない領域を悪質な事業者に示すことになってしまうのではないかと思います。

つまり、今回、第 27 条のオプトアウト提供との関係で規制が強化されたと思いますけれども、それはやはり悪質な事業者がいるのだと、黒い事業者と白い事業者がいるということをはっきり見定めて、黒い事業者に対してどう対応すれば良いのかという考え方で改正法を作っておられる面はあると思います。そういう意味では、黒い事業者が課徴金の抜け道を探すようなデザインになってはいけないと思うわけでございます。論点としては細かいかもしれませんけれども、全体的なことと関係するかもしれませんので申し上げました。

もう一つだけ申し上げますと、MyDataJapan としては、先ほどの統計特例もそうなのですけれども、オプトアウトということが制度の安全性に大きく貢献するだろうと思っています。ですので、統計作成等の定義の中の、権利利益を害するおそれが小さいというところも、オプトアウトによって実現できるのではないかと思います。

他方で、今回、利用停止等請求を拡大する場面が、生体情報と子供の個人情報の２つでありましたけれども、それは全く正しい方向性だと思っております。これまでは一定の違法行為を前提とする利用停止等請求だったわけですけれども、それを前提としないという御説明であったかと思います。その御説明には 100％納得するのですけれども、ただ、蓋を開けてみれば、利用停止等請求に応じなくても良い例外が多いという問題はあるのではないかと思っております。これは法律の話ですから、今回の政令・規則でお話しすることではないのですけれども、さらに規則で追加する部分もありますが、それは追加していただかない方が良いと思うわけでございます。

特に、法制度のデザインとして、今の利用停止等請求は、取得時の違法が利用停止等請求を基礎付けている、取得時に違法だったら消してくれと言われたら消しますという考え方だと思うのですけれども、取得時に適法だからといって、消してくれと言われても消さないということには、多分あまりならない。話の筋の問題として、取得時の違法は利用停止等請求を受け入れることを基礎付けますけれども、取得時の適法は利用停止等請求を拒むことを基礎付けないのではないかと思います。

それはやはり、持っている間に情報の意味は変わるからです。それこそ施行までの２年、次の改正までの６年といろいろありますけれども、一つの情報でも、そこから何が分かるかは、やはり技術の進歩によって変わります。利用停止等請求は、一つにはそういうところの安全性を個人に与える機能を持っている制度だと思いますので、ぜひとも今後いろいろなことを検討していただく上で、利用停止等請求はできるだけ前広に考えていただくことが重要ではないかと思います。以上です。

○田中企画官　ありがとうございました。続きまして、サステナビリティ消費者会議さん、お願いします。

○サステナビリティ消費者会議　私の方からは、直接今回の論点とは関係しないのですけれども、基本的な事項としてコメントをしたいと思います。

個人情報保護法は、個人の権利利益の保護と情報の利活用の促進とのバランスを取るというところにあると思うのですが、こういった対話といいますか意見交換の場で、何が問題なのかを明らかにしたり、お互いに共通の課題を認識したり、一緒になって解決できる問題もあるのだと、いろいろなことを認識するわけです。

そういう意味で、規則等には当然反映してほしいのですけれども、実はそれだけでは足りないのではないかと思っております。これは事業者側への提案なのですけれども、個人

情報保護に関するガバナンスという観点では、例えば個人の立場を代表する団体や人を参画させることで、その違いや一緒に共通してやることなどが解決できるのではないかと思います。国だけにそういったバランスを取ってもらうのではなく、事業者自らバランスを取るために何をすべきかというところで、ガバナンスという観点で、個人の関与をぜひ考えてほしいと思っております。以上です。

○田中企画官　ありがとうございました。ほかの団体の皆様、では、EC ネットワークさん、お願いします。

○一般社団法人 EC ネットワーク　私からも個人情報保護全体のお話としてさせていただくのですけれども、原則として無駄な情報を持たないということがあるかと思います。ただ、今回のいろいろな情報漏えいで、技術的に漏えいさせてしまったという企業さんも多いと思うのですけれども、その割には結構無駄な情報をたくさんお持ちだったということがよく分かったという状況があると思います。

ですので、無駄な情報を持たないということを、今一度企業さん側でも検討していただき、本人確認などのときに必要な情報は当然あるかと思うのですけれども、それが必要なくなった時点で速やかに削除していただくことが、企業さんのリスクの軽減にもつながるのではないかと思っております。

また、無駄な情報を持たないということと併せて、情報の正確性も、今回の情報漏えいのところで非常に問題になったと思います。過去の情報が、今は正しくない情報として流通してしまっているとか、取得の段階で、猫に進学情報が来たというようなこともあります。本人が情報開示を求めても、取得・入手した情報のことは機密だと言われてしまうと、結局自分はどうしてその情報が事業者側に行っているのかが、利用目的を見ても、利用目的は書いてあるけれど取得方法は分からないということになります。結局そういったところで個人の疑問が何も解消されないまま進んでいくというところは、現時点の法の話でも、やはり問題になっている部分ではないかと思います。

中小企業さんに関しましても、先ほどもお話がありましたけれども、スタートアップ企業だからといってまともな企業ばかりではなく、ろくでもない企業も多分半分ぐらいはいると思うのです。私たちは、ろくでもない企業が情報漏えいを起こして勝手に悪用していくという事業者ばかりを相手にしているものですから、どうしてもそこの法執行の部分が、今後期待される部分だと思います。

課徴金のところも含めて、悪質な事業者には天罰が下らないと、真面目にやっている事業者さんが損をするというのもそれはそれでよろしくないと思います。ちゃんとやっている事業者はともかくとして、悪質な事業者が情報を取得して勝手に利用していくようなところに対しては、明らかにノーを突き付けるという姿勢を見せていただけるとありがたいと思っております。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、ＤＳＡさん、お願いします。
○一般社団法人データ社会推進協議会　少し性質の異なる話になりますので、ＤＳＡとしてというよりは、個人的な意見として申し上げます。

今回、様々なステークホルダーが一堂に会し意見交換することの意義について、参加者の方からお話がありました。

しかし、今回の法改正によって直接影響を受ける当事者でありながら、この場に参加していない対象がございます。それは、本日も議論になった子供です。法定代理人と子供本人の意向が異なる場合にどう考えるか、また「子供の最善の利益」を具体的にどう判断するのかといった論点がありました。こうした点を考える際には、大人の側だけで議論するのではなく、実際に制度の対象となる子供、さらには年齢等によって今回の規律の直接の対象とはならない子供も含め、本人たちがどのように感じ、何を必要としているのか、その声を丁寧に把握することも重要ではないかと考えております。

したがって、施行に向けて、例えば、法定代理人と本人の意向が異なるケースなどについて、子供自身の意見を聞く機会を設けるなど、子供の声を制度の運用に反映するための仕組みや取組を検討していただければと思います。

少し性質の異なる提案ではありますが、重要なステークホルダーである子供自身の声をどのように取り入れていくかという観点からご検討いただければと思います。以上でございます。
○田中企画官　ありがとうございました。ほかの団体の皆様、よろしいでしょうか。事務局から何かございますか。審議官、お願いします。
○小川審議官　いろいろと貴重な御意見をありがとうございます。まず、MyDataJapan 様の方からあった課徴金の論点２のところですが、これは別の事務局ヒアリングのときにもいろいろと御意見を頂いたところではございますけれども、いずれにしても重要なところです。法律に規定があるので、何も定めないわけには当然いかないのですけれども、これが過剰なものにならないようにという観点で検討しておりますので、そのように御理解いただければと思っております。

それから、利用停止等請求について、特定生体個人情報と子供のところで、違法でなくてもできるようにするということで、これが実効性のある形でしっかりと使っていただけるようにすることは非常に重要だと思っておりまして、今後ガイドラインなども含めて取り組んでいきたいと思っております。例外につきましても、法律で一定程度規定されていることは事実ですけれども、これをさらに広げるような形には事務局案としてはなっておりませんので、実効性を確保していきたいと考えているところでございます。

また、Privacy by Design Lab 様やサステナビリティ消費者会議様などからも、ある意味マルチステークホルダーの、まさに事業者を代表する方と個人を代表する方が同じ場に集

まっての対話の機会についての意義を御指摘いただいたことについては、大変ありがたいと思っております。いろいろな形でまたこういうことをやっていければありがたいですし、企業の方々においても、こういったマルチステークホルダーの対話の重要性については既に認識されている方も多いとは思うのですけれども、それを支援するような形でも、今後御検討いただければ大変ありがたく思っております。

それから、ＢＳＡ様の方から、これはガイドライン事項にはなりますが、第三者の話がございました。今日も御発言いただきましたので、もちろんテイクノートさせていただきますし、今後のガイドラインや実際の運用において、もちろん配慮していくべき話かと思っているところでございます。

最後に、ＤＳＡ様の方から子供の関係の御意見がございましたが、今回、今日の場にはいらしていないですけれども、若者協議会に参加いただいていて、実際にかなり若い方からも意見交換会で発言を頂いたりもしておりました。そういった形で、今回も新しい取組としてやっておりますし、今後ももちろん、いろいろな形でさせていただければと思います。

以上です。

○田中企画官　局長、お願いします。

○佐脇事務局長　やや細かい話ですけれども、利用停止の法律の条文上は、違法に限定されないということをぜひ思い出していただきたいと思います。これは私が令和２年改正で追加した項目でございまして、結局弁護士も含めて使っていないのだなということはよく分かりましたが、第 35 条第５項で、少なくとも漏えいした場合にはその事業者に対し請求できますし、また、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合ということは法律上明記されておりますので、その範囲は、私どもとして一定の相場観はあるものの、司法の場も含めて適宜拡大する余地が十分にあったはずでございますし、その辺りは決して歩みを止めていたわけではございませんので、ぜひ評価いただきたいと思いました。それが１点です。

もう１つ、今、小川審議官からもありましたけれども、ＢＳＡさんからのコメントに関連して、法律上は取扱関係役務提供者等に対する要請ということで、関連事業者、第三者に対して要請するということになります。特定のサービス、例えばクラウドサービスなど、そういう第三者に当たるような方々のファンクションは極めて多様だとむしろ思っておりますので、個別の事案に応じて何ができるかをその場で判断するというのが、執行当局としては常識ではないかともともと思っていたのです。

何かポジティブリストのような形で、事前にこういう類型のプロバイダーに対してはこういうことしか問い合わせできないようにするといったことを定めてほしい、そうでないと心配だという御趣旨なのか、それとも、私が今申し上げたように、認識を表明すれば足

りるのではないかという気もするのですけれども、その点はどういう御心配が実際にあるのでしょうか。

ある程度の類型をガイドラインにどのようなことまで書かないと心配だという御主張なのかが、今一つよく分からなかったということです。つまり、ケースバイケースであることは間違いなく、それは執行当局としては常識的に十分分かっているのですが、その上で、ガイドラインに何か書く必要があるのかどうかということです。

○田中企画官　ＢＳＡさん、お願いします。

○Business Software Alliance　現段階では会員事業者からは大枠の意見しか伺っておりませんが、ガイドラインに明記してほしい事項があれば、今後の協議の中で追って提出させていただきます。今回、複数の事業者が一括して記載されていたため、一律に対応されてしまうのではないかという懸念が生じたものと認識しております。今、いただいたご説明も踏まえて、改めて会員事業者と確認させていただきます。

○田中企画官　はい、ありがとうございました。では最後に、MyDataJapan さん、お願いします。

○一般社団法人 MyDataJapan　利用停止等請求のところですが、前回の改正も本当に素晴らしかったと思っております。局長のおっしゃるとおりで、漏えいの場合と権利利益を害するおそれの場合の二つに加えて、利用する必要がなくなった場合というのも確か入っていたと思いますが、これは非常に広げていただいて良かったと思います。

それは全くそうなのですが、今回は生体情報と子供に関して広げるという御説明だったわけですから、そこにおいて、取得時にこうだったらという例外がたくさん入っていない方が良いという希望でございます。また、極端なことを言えば、消せと言われたら消すぐらいの感じで、もちろん事業者の支障のようなものは例外だと思いますが、消せと言われたら消すぐらいのところに近づけていただく方向で、今後の制度デザインを考えていただけると良いと思いました。以上です。

○田中企画官　はい、ありがとうございました。そうしましたら、皆様、本日は活発に御発言いただきましてありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、事務局ヒアリングを閉会いたします。ありがとうございました。